

別表 重大事態への対応マニュアル（小松島市櫛淵小学校）

【いじめ事案発生】

1 組織員の構成

(1)既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（校長・教頭・生徒指導主任・教育相談コーディネーター・養護教諭・学級担任・その他児童が相談しやすい教職員）

(2)外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載

調査組織の構成：（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・市青少年健全育成センター職員）

2 マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報収集及び適切な対応（対応者：教頭）

【いじめ重大事態（疑いを含む）発生】

1 小松島市教育委員会学校課に報告する

※学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを市教委と協議

2 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

(1)公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。

(2)被害児童・保護者に調査等の事前説明を行う。

(3)調査の主体を決定する。

①既存の学校いじめ対策組織

②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織

③調査を行うための第三者組織（市顧問弁護士〔法務監〕等）

3 被害児童・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う。

(1)調査前に被害児童・保護者に下記の①から⑥を説明をする。

(2)被害児童・保護者に寄り添った対応を第一とする。

(3)加害児童等・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

①調査の目的・目標

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

- 4 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する。
 - (1)いじめの事実関係を明確にする。
(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
 - (2)学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。
(文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照)
 - ①文書情報の整理
 - ②アンケート調査の実施(詳細調査の実施P.17)
 - ③聞き取り調査の実施(詳細調査の実施P.18)
※ 時系列にまとめて分析する。
 - ④情報の整理(詳細調査の実施P.19)
- 5 調査結果を小松島市教育委員会に報告する。
- 6 調査結果を基に必要な措置を講ずる。
 - (1)被害児童に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
 - (2)被害児童が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
 - (3)再発防止策を検討する。(詳細調査の実施P.20)
 - (4)報告書の取りまとめをする。(詳細調査の実施P.20)